

令和6年度（2024年度）  
第1回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2024年6月5日（水）午後2時開会  
場 所：かでの2・7 7階 730会議室

## 1. 開 会

○事務局（久保環境政策課長） 現地参加の委員が1人お見えになっておりませんが、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回北海道環境審議会を開会いたします。

私は、本日の司会をさせていただきます環境生活部環境保全局環境政策課の久保と申します。この4月から環境政策課長として赴任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数16名のうち、現在、過半数の13名にご出席をいただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、前回の審議会以降に委員の改選がありましたので、ご紹介いたします。

北海道大学大学院地球環境科学研究院教授の山中康裕様の任期満了に伴いまして、同じく北海道大学大学院地球環境科学研究院准教授の佐藤友徳様が新たに任命されております。

委員就任に当たって、佐藤委員より、一言、ご挨拶をいただければと思いますので、よろしくよろしくお願いいたします。

○佐藤委員 新規に任命をいただきました北海道大学の佐藤と申します。

専門は気象学で、気候変動や異常気象等の研究と教育を行っております。微力ですが、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（久保環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境保全局長の阿部からご挨拶申し上げます。

○阿部環境保全局長 本日は、ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より道の環境行政の推進においてご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

皆様もご承知のとおり、昨今、世界的な天然資源の枯渇や生物多様性の損失など、地球規模の様々な課題を背景として脱炭素化に向けた動きが広がるとともに、持続可能な形で資源を利用する循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行を目指すことが世界の潮流となっているところでございます。

このような中、本日の審議会では、令和2年3月に策定した第2次北海道循環型社会形成推進基本計画の中間見直しについて諮問させていただく予定としているほか、北海道生物多様性保全計画の変更や北海道環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価の方針などについてご審議をいただく予定としております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様からはそれぞれご専門のお立場から忌憚のないご意見やご助言を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ◎連絡事項

○事務局（久保環境政策課長） ただいまご挨拶をいたしました阿部のほか、本年4月1日の人事異動に伴い、道庁幹部職員に異動がありました。北海道環境審議会関係北海道幹部職員名簿を参考までにお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第、委員の皆様の出欠表、配席図、今ご案内をいたしました北海道幹部職員名簿、地球温暖化対策部会委員名簿案、北海道環境審議会条例、同施行規則のほか、ご審議をいただく資料として、次第の裏に一覧をつけておりますけれども、資料1-1から資料1-5、資料2-1から資料2-2、そして別表、資料3-1から資料3-4-3、資料4-1から資料4-3-2を配付しております。

また、事前にお送りしておりませんでしたけれども、資料5を配付しているほか、年間スケジュールも追加で配付しております。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局にお申しつけください。

また、オンラインでご出席の委員におかれましては、ご発言の際は、手を挙げるボタンを押すか、発言の申出をしていただき、会長の許可を得た後、ご発言を願います。その際、マイクとビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

なお、本日、報道機関からテレビカメラでの撮影に入りたいとのご連絡をいただいております。審議会の途中でそういった動きがあるかもしれませんので、あらかじめご承知おきをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行は吉中会長をお願いいたします。

### 3. 議 事

○吉中会長 吉中です。どうぞよろしく願いいたします。

皆様のご協力を得て実質的、効率的な議事を進行できればと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

議事に先立ちまして、新たに任命された佐藤委員の所属する部会についてですが、北海道環境審議会条例施行規則の第2条では、部会は会長が指名する委員をもって組織することとなっておりますことから、お配りしている名簿のとおり、地球温暖化対策部会に指名させていただきます。先ほど自己紹介していただいたとき、気候変動、異常気象がご専門ということでしたので、ここで貢献をしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、本日は知事から諮問が1件あると伺っておりますので、諮問をお受けいたします。

○阿部環境保全局長 それでは、諮問させていただきます。

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第7条第6項の規定に基づき、北海道循環型

社会形成推進基本計画（第2次）の中間見直しについて諮問させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉中会長 ただいま知事からの諮問書を受け取りましたので、この審議会で審議し、意見をまとめたいと思います。

それでは、北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の中間見直しについて、事務局から諮問の理由、背景等についてご説明願います。

○事務局（本間循環型社会推進課長） まず、ただいまお配りいたしました諮問文をご覧ください。

下段のとおり、道では、循環型社会形成推進条例の規定によりまして、令和2年に現行計画、以下、循環基本計画と略しますが、この計画を策定し、循環型社会形成の推進に向けた取組を展開しておりますが、計画期間の中間年度である今年度に必要な見直しを行うこととしておりまして、目標の達成状況の検証結果や国の法制度や社会経済情勢の変化等を踏まえまして、計画の見直しに当たって意見を求めるものでございます。

資料1-1をご覧ください。

まず、1の見直しの趣旨についてですが、先ほど諮問の理由でご説明したとおりですので、割愛させていただきます。

次に、計画の概要についてです。

（1）の位置づけです。

資料1-2をご覧ください。

この図では、環境基本計画に關係する法や条例の体系を示しておりまして、循環基本計画は、北海道が目指す循環型社会形成の具体的な指針として、図の一番下の真ん中に示しております。先ほどご説明したとおり、この計画は図の右上の環境基本条例の左下に示す道の循環型社会形成の制度的枠組みである循環型社会形成推進条例に基づくものでして、さらに、図の右側の真ん中辺りの環境基本計画の循環型社会の構築に係る個別計画として位置づけられております。また、この計画は、庁内における関連計画とも連携しながら全庁的に様々な切り口から循環型社会の形成に向けた取組を進めているところでございます。

なお、循環基本計画の廃棄物処理分野における個別計画といたしまして、図の左下に示す北海道廃棄物処理計画（第5次）とありますが、これにつきましては今年度が計画期間の終期となりますことから、循環基本計画の見直しと並行して新たな計画の策定作業を進めることとしております。

次に、計画の構成についてです。

資料1-3をご覧ください。

現行計画の構成、内容を示しております。

資料に沿って要点のみご説明いたします。

まず、第1の策定の趣旨等では、策定の趣旨、計画の位置づけ、対象、期間を記載しておりまして、環境に配慮した生活を実践している社会、3Rや適正処理が定着している社

会、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会といった北海道らしい循環型社会の形成を目標に掲げておりまして、自然との共生や健全な物質循環の確保など、環境基本計画において考慮することとされております5つの将来像を計画策定の視点としております。

次に、第2の現状と課題ですが、北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況、北海道における物質フローの状況などを示した上で施策の基本事項である3Rの取組、廃棄物の適正処理、バイオマスの利活用及び循環型社会ビジネスについての現状と課題を明らかにしております。

次に、第3の施策の基本的な方針と指標では、今申し上げました4つの基本事項に基づき施策を展開することとしておりまして、計画の進行管理を行うための指標と中間年度である今年度の目標値を設定しております。

なお、主な指標とその達成状況についてはこの後にご説明いたします。

次に、第4の各主体に期待される役割では、道民、NPO、NGO、大学等、事業者、道、市町村の各主体に期待されます役割を示しておりまして、第5の道が講ずべき施策のところでは、先ほど申しました4つの基本事項を総合的、計画に推進する施策を記載しております。

第6の計画の進行管理では、推進体制や進行管理の方法などを記載しておりまして、進捗状況については北海道環境白書やホームページなどで公表しております。

ここまでが現行計画の構成です。

資料1-1にお戻りください。

次に、計画期間についてです。

計画期間は、令和2年度からおおむね10年としております。

続きまして、3の見直しの進め方についてです。

まず、点検等といたしまして、現行計画の目標の達成状況について検証を行うこととしております。

資料1-4をご覧ください。

計画の達成状況という資料になりますが、現時点でのデータに基づいて取りまとめておりますが、今後、最新のデータに基づいて検証を行っていきたいと考えておりまして、本日は参考としてご覧いただければと思います。

現時点では、一部、達成している項目もありますが、ほとんどは達成できていない状況でございます。

資料1-1にお戻りください。

3の見直しの進め方ですが、その他、社会経済情勢の変化等を整理することとしております。

次に、検討内容についてです。

先ほど申しました点検の検証等を踏まえまして、今後の施策展開に向けた課題や方向性等を整理するとともに、新たな目標値の設定について検討を行いたいと考えております。

資料1-5をご覧ください。

今回の中間見直しに向けましては、主な要因、情勢の変化等についてご説明申し上げます。

資料下段の3の第2次計画中間見直しの要因のところをご覧ください。

計画期間の今後5年後の最終目標値が定められておりませんので、新たな目標を設定する必要があります。また、国におきましては、ご承知かと思いますが、新たな循環基本計画の策定が進められておりまして、取組の中長期的な方向性といたしまして、循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりや資源循環のための事業者間連携によるライフスタイル全体での徹底的な資源循環などが盛り込まれる予定と聞いております。さらに、この間、北海道環境基本計画の改定や現在策定が進められております北海道総合計画などを踏まえまして、それらとの整合性を確保しながら見直しを進めてまいる考えです。

資料1-1にお戻りください。

最後に、今後のスケジュールについてです。

今後の審議につきましては、循環型社会推進部会に付託していただき、部会、親会での審議を経まして、10月頃には素案を取りまとめ、その後、パブリックコメントを経て、来年2月には答申をいただきまして、3月中に計画の改定を行いたいと考えております。

資料の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉中会長 ただいまの説明に対し、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○児矢野委員 2点あります。

1点目はスケジュールについてですが、パブリックコメントが答申より先という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（本間循環型社会推進課長） はい。

○児矢野委員 2点目は、恐らく、これは部会でご議論されると思うのですが、計画の達成がほとんどできていないということについてです。

未達成の状況における特徴となぜ未達成かなのですが、目標が過度に高過ぎたのか、そもそも対応が不足していたのか、ほかの要因があるのか、どの程度達成できていないのか、どういう種類のものが特に達成できていないのかについて、基礎資料として分析していただいた上で部会においてご検討をいただくとより現実的なものができるのかなという気がいたしました。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 それでは、このように見直しをしていくことについてご了解をいただいたといたします。

その上で、事務局、また、児矢野委員からお話がありましたけれども、部会を設置し、そこに付託させていただき、実質的な審議をしていただくことにしたいと思います。

北海道環境審議会条例第7条第1項において、必要に応じ、部会を置くことができるとされ、運営要綱第2条第1項において、会長が審議会に諮って設置すると定められております。

本件につきましては、循環型社会推進部会を設置し、付託して調査審議をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議の発言なし)

○吉中会長 ありがとうございます。

それでは、循環型社会推進部会を設置し、そこで調査審議をしていただくことといたします。

それでは、先ほど児矢野委員からありましたけれども、今後の環境審議会開催予定を見ていただければと思います。

上から二つ目に中間見直しの審議スケジュールが書かれております。今回ここで諮問を受け、部会に付託し、部会で審議していただき、本年10月予定と書かれておりますけれども、審議会で審議した上でパブリックコメントが行われます。その結果を踏まえ、修正箇所等について2月の審議会でも審議し、答申を出すというスケジュールだと理解していただければと思います。

次に、部会に所属する委員についてです。

審議会条例施行規則第2条では、部会は会長が指名する委員及び条例に基づき知事が任命する専門委員をもって組織することとなっております。今、事務局に案を配っていただきましたとおり、専門委員は知事が任命されることですが、この審議会委員から大橋委員、武野委員、東條委員、吉田委員の4名を指名させていただき、調査審議に貢献していただければと思います。

お忙しいところ、恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それでは、(3)審議事項に移ります。

初めに、令和6年度(2024年度)北海道環境基本計画[第3次計画]に基づく施策の進捗状況の点検・評価についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(久保環境政策課長) 北海道環境基本計画[第3次計画]に基づく施策の進捗状況の点検・評価についてですが、本日は、点検・評価実施方針案についてご審議をいただきたいと考えております。

まず、令和6年度の環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価の進め方についてご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

左側の一番上の四角の囲みの中にありますとおり、本日の審議会において点検・評価実施方針案についてのご審議をいただきます。

そして、下の四角に進みまして、審議結果を踏まえた実施方針に沿って指標、個別指標

及び補足データの検討、各施策の進捗状況の確認などの点検、評価を実施いたします。この途中経過については8月または10月の審議会で中間報告をいたします。

さらに下の四角に進みまして、1月頃に実施する審議会で点検・評価結果案を審議していただくことを考えております。

皆様にご審議をいただきました点検、評価の結果を踏まえ、庁内で課題や今後の方向性を共有した上で次年度以降の施策への反映について検討を進めてまいります。

次に、資料2-2をご覧ください。

点検・評価実施方針案の新旧対照表です。

右側が新しいものです。

前回、3月に行いました審議会で評価に係るご意見等を多数いただきました。それは昨年度の点検・評価結果に反映したのものもありますし、今後の基本計画の改定に向けて検討していくとさせていただいたものもありますけれども、点検、評価の結果が一目で分かるような工夫があったほうがよいとのご意見があったことも踏まえまして、今回の方針案の(2)の①の最後のところに「目標の達成状況等については、わかりやすい表記を工夫する」という文言を追加いたしました。

昨年度の実施方針からの変更点はこの点のみとなっております、ほかは昨年度の方針から変更しておりません。

説明は、以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○吉中会長 中身というより、これからの進め方について主にご説明をいただきましたけれども、委員の皆様からご意見やご質問等がありましたら承ります。

○児矢野委員 これは私の勉強不足かもしれませんが、資料2-2の別表という重点というものについてです。どうしてこれが重点になっているのか、そのプロセスについて教えてください。

○事務局（久保環境政策課長） 令和3年度に策定しました環境基本計画の第3次計画の中でこの項目を重点とするということで位置づけられております。

○児矢野委員 基本計画の中に重点項目という記載があるということですか。

○事務局（久保環境政策課長） そのとおりです。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 昨年度の審議会でいろいろな建設的なご意見が出たかと思えます。今回、方針のところで分かりやすい指標が出ていますが、それ以外に細かいものも含めて幾つか出していたかと思えます。昨年度の点検のときに生かしたものもありますけれども、ぜひ今後も参考にさせていただければと思います。

8月または10月、1月にご意見を賜う機会がありますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、北海道生物多様性保全計画の変更についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木自然環境課長） 本日は、3月28日に開催されました自然環境部会における審議内容についてご報告させていただきます。

まず、資料3-1でございます。

これまでの検討経過と今後の予定です。

令和4年5月に当審議会に計画変更について諮問させていただきまして、審議を自然環境部会に付託していただいた上、足かけ2年にわたり、部会や環境審議会におけるご審議をいただいております。令和5年3月には新たな国家戦略も策定されまして、昨年8月以降、毎月、部会を開催し、ご審議をいただき、数多くのご意見をいただいております。

今年3月1日に開催されました前回の審議会における意見、また、その後、委員の皆様から提出のありました意見を計画に反映し、自然環境部会でまとめ、パブリックコメント案とする旨、審議会でご承認をいただきました。そして、3月28日に開催されました自然環境部会でまとめ、パブリックコメントとする旨のご承認を部会でもいただきました。

3月28日に開催されました自然環境部会では、審議会における審議内容を踏まえた案についてのご審議をいただきました。修正内容については部会長にご一任をいただき、パブリックコメントにかける案とする旨、部会においてご承認をいただきました。本日は、この部会長に内容をご確認していただいた計画案を報告させていただきたいと考えております。

事務局としましては、この案をもって今月に予定されております道議会に報告させていただくとともに、パブリックコメントを実施して道民の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

なお、パブリックコメントは1か月程度実施することを考えており、終了後、道民の皆様からいただいたご意見について改めて部会、審議会に報告し、ご審議をいただきたいと思いますと思っております。

資料3-1については、以上でございます。

続きまして、意見とその対応について説明いたします。

資料3-2をご覧ください。

3月1日に開催されました審議会でのいただいた意見とその後に提出していただいたご意見に対する対応でございます。

修正のあったものを抜き出して説明させていただきます。

まず、行動計画編の2ページの18行目の5で影響が懸念される場合は回避することが原則で、積極的に採用するという表現は不適切とのことです。

資料3-4の計画の本編、行動計画編、基礎資料編も併せてご覧いただければと思いますが、今申し上げました行動計画編の2ページの18行目の表現が不適切とのことです。

で、ご意見を踏まえまして、回避、代償措置の積極的な採用という記載を修正し、回避、低減措置が最優先である旨、記載しております。

続きまして、行動計画編の9ページの5行目の損失・劣化した生態系の再生に生物の生息状況や自然環境の状態を把握し、生態系の把握や生物多様性向上に向けた施策に着手するという施策を追加できないかというご意見です。生物多様性に関する調査研究、情報収集については横断的・基盤的取組に記載させていただいておりますので、この施策の中で情報収集を図ることとさせていただきたいと考えております。

続きまして、行動計画編10ページの36行目の取るべき行動3で、半導体洗浄などでも使用されるPFASの規制についても触れるべきではないかというご意見です。個別の物質を明示しておりませんが、10ページから11ページにかけての施策において、事業所から発生する汚染物質の対策に取り組んでいくという表記とさせていただいております。

続きまして、行動計画編の11ページの取るべき行動4で、41行目にあるトド等による漁業被害が依然として続いており、漁業経営に大きな影響を及ぼしているというご意見です。ご指摘のとおり、トドによる漁業への影響は大きいものであると考えておりまして、関連する施策にもありますが、引き続きトド対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、行動計画編12ページから13ページにかけて、農業において家畜排せつ物が河川等に影響を及ぼさないような適正な処理を行うことも記載すべきではないかというご意見です。ご意見を踏まえまして、取るべき行動5の考え方の37行目に家畜排せつ物の不適切な管理があった場合等について追記させていただきました。

続きまして、行動計画編23ページの基本方針4について、道民だけではなく、道内の企業の国際的視点での行動変容や道内企業が地球規模での生物多様性に負荷を与えていたり、移動しているのではないかという観点からのご意見です。行動変容につきましては、行動計画編の24ページに国際的な動向を踏まえた考え方を記載しておりますが、ご意見を踏まえまして、24ページの三つ目の丸の施策に「国内外」と追記させていただきますとともに、25ページの5行目に、再掲となりますが、取るべき行動3の施策としても追記させていただきます。国際的な生物多様性への影響にも配慮する旨が明示的になるよう修正させていただきます。

続きまして、資料の2ページに移りますが、行動計画編31ページの指標で、指標の中に生物種のリストを作成した数や国内希少種などが確認されている保護区などを加えてはどうか、また、有識者会議の開催された希少野生動植物種の種数、生息・生育状況調査を実施した希少野生動植物の種数を指標に追加してはどうかというご意見です。施策に対する指標案ということではありますが、本計画の関連施策についてはあくまでも基本計画の目指すべき状態をはかる指標群としておりまして、施策、取組を評価する指標としての設定は行わないとしております。

続きまして、基礎資料編の14ページの森林、17ページの湿原のそれぞれの項目についてですが、再生可能エネルギー開発が生物多様性に影響を与えている、自然改変を抑制

する仕組みづくりが必要というご意見です。気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフ回避の低減についての方向性を基本方針1の取るべき行動1や取るべき行動2、または、基本方針3の取るべき行動1にそういった方向を明示させていただいております。

続きまして、基礎資料編の17ページから18ページの河川・湖沼についてです。河川は生物の産卵場にもなっており、河川整備においては生息環境の保全を考慮することが必要とのご意見です。河川における生息・生育環境の保全は、生物多様性の保全上、重要でございますことから、基本方針2の取るべき行動2において河川整備に係る考え方、施策を記載しております。

資料3-2については、以上でございます。

続きまして、資料3-3をご覧ください。

3月28日に開催されました自然環境部会における意見と対応についてまとめているものです。

まず、行動計画編の12ページの基本方針1の取るべき行動4について、エゾシカは増加が問題であり、個体数のコントロールを行うことを明記してはどうかというご意見です。ご意見を踏まえまして、12ページの関連する施策の概要のアの二つ目の丸に「エゾシカ」と明記させていただきまして、個体数管理の推進を明記しております。

続きまして、行動計画編の12ページの基本方針2の取るべき行動4の関連する施策の五つ目の丸について、道が研修を実施していないように見えてしまうというご意見でした。ご意見を踏まえまして、道が実際に主体となった研修もありますので、施策の中に「道」という単語を追記させていただき、実施主体としての立場を明記させていただきました。

続きまして、行動計画編の18ページの基本方針3の取るべき行動1について、取るべき行動においては便益の相反の最小化とありますが、考え方の中でより明確に記載してはどうかということです。考え方の中で明確にしていくためにもご意見を踏まえまして、15行目と24行目に便益の相反の最小化について追記させていただきました。

続きまして、行動計画編の18ページから19ページにかけての基本方針3の取るべき行動1の関連する施策のアの二つ目の丸について、施策をしっかりと進める観点から、状況の把握に努めるとしてはどうかというご意見です。ご意見を踏まえまして、「バードストライク・バットストライクの事例の収集など状況の把握に努めます」と修正させていただきました。

続きまして、行動計画編の21ページの基本方針3の取るべき行動3の関連する施策のウについてです。施策の見出しが分かりづらい、また、ジビエ以外の利用の明確化についてのご意見でした。ご意見を踏まえまして、施策の見出しを「捕獲した鳥獣の有効活用」としますとともに、一つ目と二つ目の丸を入れ替え、捕獲個体の利用の明確化をいたしました。

続きまして、行動計画編の22ページの基本方針3の取るべき行動4の関連する施策について、関係部局にも国際的な動向を伝えていただきたいとのご意見でして、担当部署に

ご意見の内容を伝えております。

続きまして、行動計画編の31ページの指標一覧について、各指標をどのように設定したのかを記載するのがよいのではないかとのご意見です。ご意見を踏まえまして、31ページの指標の設定方法について追記させていただいております。

続きまして、行動計画編の31ページの指標一覧について、調査を実施したかどうかとも評価の際に使用していただきたいとのご意見です。ご意見を踏まえまして、今後、評価を実施する際には調査実施の有無についても評価に活用したいと考えております。

続きまして、行動計画編の31ページの指標一覧について、希少種保全など、検討する有識者会議で議論した種数を指標とすることはできないかというご意見です。希少種の有識者会議においては、基本的に全ての道内の希少種を対象として議論を行うこととなっておりますことから指標としての設定は見送らせていただきました。

続きまして、行動計画編の34ページの表の一番下になりますが、オジロワシ、オオワシの鉛中毒確認数が指標としてあるが、列車事故や風車との衝突で亡くなるものもあり、データも公表されているので、使用してはどうかということです。ご意見を踏まえまして、環境省で公表しておりますシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、オオワシの保護収容に係るデータを用いることとさせていただきます。

最後になりますが、行動計画編の35ページの一番下の段の自然保護監視員の数が指標として用いられているが、監視員が提出するレポートの内容を見れば自然環境の状況も分かるので、評価の際に利用してはどうかとのご意見です。ご意見を踏まえまして、評価を行う際には監視員のレポートについても活用してまいりたいと考えております。

以上で資料のご説明は終わりますが、先ほどの資料3-1の説明でも申し上げましたとおり、部会長にご一任をいただいた案としてご報告させていただきます。これをもちまして最終調整を行い、今月に予定されております北海道議会において報告し、ご議論をいただいた後、パブリックコメントを実施し、道民の皆様からご意見をいただきたいと考えております。いただいたご意見については改めて自然環境部会及び審議会にご報告し、ご審議をいただきたいと考えております。

生物多様性保全計画についてのご報告は、以上となります。

○吉中会長 詳細なご説明をどうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○井上副会長 体裁についてです。

ぱっと見ますと、この計画がいつできたかという情報が分からないのです。本編の4ページには計画期間が明示されているのですが、皆さんがネットで見たときにもいつ作られたかが分かるよう、表紙にも明示されるといいのではないかと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 これまで挙げられていない点だと思いますが、基礎資料編の中に資料がたくさんあって素晴らしいと思うのですけれども、出典が古過ぎるものが幾つか見受けられま

す。例えば、7ページの北海道地図は1985年で、図の表記が表日本型や裏日本型となっているなど、表現として適切ではないように思いますので、これに限りませんが、古い資料は差し替えてもいいのかなと思いました。

○吉中会長 事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（鈴木自然環境課長） 資料については、極力、最新版を出していますが、調整の上、新しいものに替えられるものについては対応したいと考えております。

○吉中会長 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 幾つかあります。

まず、資料3-2の2ページの上から三つ目の再エネとのトレードオフのことについては、基本方針1の取るべき行動2、基本方針3の取るべき行動1に記載してありますとあります。基本方針3は見つけれられたのですが、基本方針1の取るべき行動2のどこに書かれているのでしょうか。

それから、提案です。行動計画編の10ページの関連する施策の概要のエに市町村における促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準を設定するなど、地域の実情に応じた脱炭素化を促進しますとありますが、道基準の基礎になっている改正温対法を拝見すると、道基準の設定することのできる根拠は第21条第7項かと思います。そこを見ますと、文言は、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の配慮に保全するということがあり、これが道基準の設定の趣旨なのです。「など」と入っていますので、「地域の実情に応じて環境保全に配慮した」という文言を入れるべきではないかと思いました。

○吉中会長 1点目はご質問、2点目はご意見ということでした。

児矢野委員、1点目は資料3-2のどこになりますか。

○児矢野委員 資料3-2の2ページの上から三つ目の箱の対応（案）のところに、基本方針1の取るべき行動2と基本方針3の取るべき行動1にトレードオフのことを記載したと書かれていますよね。基本方針3の取るべき行動1については確かに確認できたのですが、基本方針1の取るべき行動2はどこに書かれているのか、教えていただきたいということです。

○事務局（鈴木自然環境課長） 取るべき行動2については、「土地利用の変化による生物多様性への影響を回避・低減する」ということで、再生可能エネルギー関連施設や、気候変動の影響により増大する云々、需要が高まっていくものと考えられるということに対して、「事業者等に適切な情報提供や指導、意見を行っていくことが必要です。」というところ です。

次ですが、条文と合わせた記載にということでした。こちらについては検討させていただきたいと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 幾つかご回答をいただいて、勉強になりましたけれども、縄文文化とアイ

ヌについてです。縄文文化を先にするのはいかなるものかという意見は自然環境部会でもたくさんの委員から出されていましたが、いただいた回答を拝見すると、上位計画がそうなっているということですね。

これについてももう少しご説明をいただけないですか。北海道総合計画にこういう言葉の使い方があるということでしょうか。

○事務局（鈴木自然環境課長） 総合計画でもその順序で記載していると伺っておりますので、このようにさせていただいております。

○児矢野委員 前回の話ですと、記載に当たっての調整を経たものというお話でしたが、これは総合計画と同じ言葉でなくてはいけないのですか。また、総合計画というのはいつできたのですか。

私は国際法を専攻しているのですが、既に消滅した縄文文化と現在も続いているアイヌ文化を並列にすること自体、見識を問われますし、縄文文化のほうを先に書くことは国際的な観点からも道の見識が問われると思うのです。正直、国際法を専攻している立場としては恥ずかしくて外に出せないです。

日本政府もアイヌ施策推進法で北海道のアイヌについては強調して法律に書いているということも考慮すれば、北海道総合計画におけるものとは別に違ってもいいのではないかという気がしますし、それほど重要なものかという気もするのです。

北海道総合計画はいつできたものでしょうか。割と最近なのでしょうか。

○事務局（鈴木自然環境課長） 総合計画については、正確な年は分かりませんが、10年に1回の改定があり、最近の改定は何年か前です。

○児矢野委員 これについて自然環境部会でも複数の委員から意見が出されていますし、国と北海道が推進している施策との関係でも縄文文化を先にするのはいかなるものかという気がしています。

取りあえず、北海道総合計画でそう書かれている部分のコピーを追っていただければありがたいです。

○事務局（鈴木自然環境課長） 分かりました。

○吉中会長 児矢野委員がおっしゃったとおり、この件については部会でも結構な時間を取って審議しておりました。児矢野委員がおっしゃることもごもっともですが、一方で、アイヌの関連施策を生物多様性保全計画にもしっかりと位置づけるという内部調整をしていただいた結果、この順番になっていると理解しております。

とはいえ、児矢野委員のご発言のとおり、国際的な視点から、そして、生物多様性条約でも先住民族の重要な役割がいろいろと指摘されておりますので、その点も認識していただけるとありがたいと思います。

○事務局（鈴木自然環境課長） 総合計画については再度確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 行動計画編のたたき台の31ページに指標一覧がありまして、32ページですが、上から4行目の主な希少野生動植物の生息・生育状況の変化のところに道の指定種を含む希少種について、種ごとの個体数の分布状況を定性的に評価とあります。

これは現状値がないとなっています。現時点ではないかもしれないですけども、過去に調査をやられている希少種はたくさんありますので、入れられるのではないかと思います。

また、これは道が実施しないと駄目なのですか。例えば、国内希少種であれば国レベルで調査しているものがありますし、研究者が文献を出しているということもありますので、必ずしも道が実施していないものでも利用できるのではないかと、そうすると、ここに書けるものもあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

そして、数や分布を定性的に評価とありますが、個体数や生息面積であれば、定性的とは言わず、定量的な検証もできるのではないかと思いますので、その点について伺いしたいと思います。

○事務局（鈴木自然環境課長） あくまでも定性的な評価を行うため、過去のデータを記載することは難しいと思います。評価する際にそうしたデータを基に評価を行いたいと考えております。

もちろん、国の希少種も一つの観点と思いますが、まずは道が実施している調査結果などを使用した上で、国のデータを使うこともあり得るかなと考えております。

○白木委員 重要なのは、道が実施しているということではなく、その希少種が何個体いるか、どのくらいの面積にいるかだと思いますし、誰が調査してもデータですので、道が調査を行ったことにこだわることはないと思うのです。

これまでの議論の中でも、道の取組を評価するものではなく、出てきた結果を評価するための指標だとありましたよね。それを踏まえれば、国がやった調査、研究者が行った調査など、公表しているものを使って検討すればいいと思います。また、古いものは利用しないという話でしたが、どうなったかという評価を行うためには過去との比較を必ず行わなければいけないと思います。新しいデータだけではなく、昔と比べてどうかということで初めて評価ができるので、過去のデータも積極的に使うべきだと思います。

○吉中会長 この件について、ほかの委員から何かございませんか。

ほかの指標の測定方法のところでも道以外が発表しているものも混在しています。今、事務局からご説明があったとおり、道が実施するものを主として考えているけれども、等ということで、ほかが実施しているものも含めるというご説明だったかと思います。

また、定性的にということについてですが、全体のトレンドを見るために使っていられるのかなと理解しました。あくまでも個体数、分布域をしっかりと見た上で全体のトレンドを見るということかと思います。文言を修正することが可能であればご検討をいただければと思いますし、例えば、「道が実施する」という文言を取ってしまうのはいかがでしょうか。

○事務局（鈴木自然環境課長） 委員のおっしゃいましたように、道だけではなく、国もということでございますので、「道が実施する」を削除するように対応したいと思います。

○白木委員 そうであれば、今、現状値が空欄で何もありませんが、道の指定野生動植物を含む主な希少野生動植物の分布状況や個体状況が調査され、公表されているものがあるはずなので、現状値として書き出すことができるのではないかと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○能條委員 行動計画編のたたき台の38ページです。

（2）の「生物多様性」の認知度に関する指標の測定方法ですが、道民意識調査を令和4年度に行っており、65%が生物多様性を認知していると書かれています。令和4年度にしかこの調査項目がなかったのだと思うのですがけれども、道のホームページに載っている資料を見ますと、この質問は、「言葉の意味を知っている」「言葉の意味をある程度知っている」「言葉の意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」「言葉の意味も知らないし、聞いたこともない」の4択なのです。そのうち、65%になる組合せは、「言葉の意味を知っている」「言葉の意味をある程度知っている」「言葉の意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」を合わせたものだと思うのです。

私は教育学が専門だからというわけではありませんが、「言葉の意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」というのは認知しているとは言わないと思うのです。「言葉の意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」と「言葉の意味も知らないし、聞いたこともない」を合わせると65%以上になります。この数値の見方をベースにいろいろな評価をしたり考えたりしようとするのは危ないのではないかと思います。

ただ、道だけではなく、国が出している調査でも同じような集計のやり方をされていて、「言葉の意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」も認知している側に入れて計算しているのです、北海道もそれに倣ったのかと思うのですがけれども、このことに関して道民の意識がどのくらい高まったのか、まだ頑張らなければいけないのかを考えるとときにはこの集計のやり方は問題かなと思いましたので、指摘しておきたいと思います。

○吉中会長 少なくとも、65%が何を意味するのかは今ご発言をいただいたことで議事録にしっかりと残りますので、評価の際はそこをしっかりと押さえた評価をぜひお願いしたいと思います。

事務局から何か補足や対応のお考えがありましたらお聞かせください。

○事務局（鈴木自然環境課長） ご指摘をありがとうございます。

検討するべきところもございますので、会長とご相談させていただきたいと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○瀧波委員 資料3-2の3段目の行動計画編の10ページの半導体洗浄等でも使用されるPFASの規制についても触れるべきというところで、規制はされていないけれども、事業所が取り組むべきもので、個別の取組については関係法令の規定により進められることとあります。

汚染の削減の中で取り組んでいくということはいいのですけれども、聞いている限りでは、P F A Sの排出基準は、今、ほかの先進国ではかなり厳しいのに日本は甘いと聞いていて、十分に注意しなくてはいけないということで、法令を守ればいいということではないのです。

現在つくられているラピダス社などでは、聞いている限り、出さないということで、問題はないのですが、今後、P F A Sを使う場合においては規制だけでは厳しいということだけは言うておきます。

○吉中会長 ぜひP F A Sを規制すべき条例、法令等の議論を推進していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 今いただいた幾つかのご意見をまとめます。

まず、アイヌのことについて、総合計画の書きぶりを確認していただき、児矢野委員にお知らせをいただければと思います。ただし、取りあえずはこれでパブリックコメントにかけさせていただいて、その中でどういうご意見があるのかも踏まえ、再度、部会で審議させていただけるといいかなと思っております。一番大事なのは、アイヌ関連施策を生物多様性保全計画の中にしっかりと位置づけて取り組んでいただくことかと思っております、それを第一に考えたいと私は思っております。

次に、希少種に関しては、白木委員からご提案をいただいたとおり、道が行う調査に限らず、広く使える研究者や国その他の実施する調査結果についても評価の基準といえますか、項目とすべきであるということですので、「道が実施する」を削除していただくことを検討していただければと思います。

次に、現時点で公表されている希少種の生息・生育状況等について、可能な範囲で追記していただくことをお願いいたします。

次に、認知度について、能條委員からご提案がありましたが、可能であれば、38ページの脚注あたりに65%の読み方を注記していただくことを検討していただければと思いますし、これからの評価に当たっては、誤解を招かないように、本当に認知しているとはどういうことなのかという観点からの総合的な評価をお願いいたします。

次に、P F A Sの件です。現時点で生物多様性保全計画に厳しいことを書くのは非常に難しいという事情は何となく理解できたのですけれども、これからはそういう点を関係部局にも働きかけていただいて、生物多様性保全上もP F A Sについてしっかりと取り組んでほしいという意見をつけさせていただきたいと思っております。

このようなことで微修正が入るかもしれませんが、事務局と私で今お話し申し上げた方向で調整させていただき、パブリックコメントにかけたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○児矢野委員 先ほど私が言った2点目の行動計画のことについてです。

○吉中会長 法令の引用を確認していただき、第21条第7項のとおりに修正をお願いしたいということです。

なお、パブリックコメントの時点で作ったのか、最終的にどうなるかですが、井上副会長からありましたとおり、いつ策定したのかもどこかに明記していただければと思います。

そして、文献はできるだけ新しいデータを、趣旨が変わらない範囲でアップデートしていただければと思います。

そのほかに忘れているものはありますか。

○児矢野委員 今、佐藤委員がおっしゃったことと関係するのですけれども、基礎資料編の27ページもアップデートしていただいたほうがいいかと思います。生物多様性国家戦略では先住民のことを言及しているのではないのでしょうか。令和4年の生物多様性COP15の昆明・モンテリオール生物多様性枠組で終わっていますが、生物多様性国家戦略では言及していなかったですか。事務局に調べていただいたほうがいいような気がしました。

○吉中会長 そこは確認していただき、最終的に私にも見せていただいて、パブリックコメントのバージョンを固めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議の発言なし)

○吉中会長 それでは、微修正が必要な箇所については私にお任せをいただき、事務局と詰めた上でできるだけ早いタイミングでパブリックコメントに移りたいと思います。

それから、事務局から最初にご説明があったとおり、この後、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえた修正等が必要になるかと思しますので、まず、部会で審議させていただきます、審議会で審議、答申というように進めたいと思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。

続きまして、議事(4)の指定事項に係る報告事項に入ります。

温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

温泉部会の高橋部会長から報告をお願いいたします。

○高橋温泉部会長 それでは、温泉部会からご報告申し上げます。

温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告します。

温泉部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議し、その結果を北海道に答申しております。

お手元の資料4-1の令和5年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和6年3月7日に第4回温泉部会が開催されました。その部会の議案一覧を資料4-2、参考資料を資料4-3-1及び資料4-3-2として添付しております。

第4回温泉部会は、知事から諮問があった掘削、増掘及び動力装置の許可申請について審議し、全ての議案について許可相当となっております。

温泉部会における審議結果の報告は、以上です。

よろしくをお願いいたします。

○吉中会長 それでは、今、報告がありました件について、委員の皆様からご質問等があ

りましたら承ります。

○白木委員 資料4-3-1の表の備考欄に「準保護地域」と書かれているところがありますが、これはどういう位置づけのものなのか、教えていただけますか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 今ご質問のありました準保護地域についてですが、要綱に基づきまして、温泉を保護し、資源を守るという観点から、保護地域と準保護地域を決めまして、そのうちの準保護地域と言われているところとなります。

○吉中会長 温泉法上の観点からの準保護地域ということですね。

ほかにいかがでしょうか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 続きまして、議事（5）のその他の報告事項に入ります。

地域脱炭素化推進事業（促進区域）の道の配慮基準についてです。

事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 私から地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の道の環境配慮基準の策定状況について報告させていただきます。

現在は、2月21日から3月22日まで実施しましたパブリックコメントの意見を踏まえ、基準の策定作業を鋭意進めているところでありまして、今後は基準案を取りまとめた後、議会に報告し、議会議論を経て、道基準を決定する予定です。基準を設定した際はその旨を委員の皆様にお知らせするとともに、環境審議会の間でもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、パブリックコメント実施に当たって策定した道素案については、答申を踏まえ、基準そのものは維持しつつ、関係法令との整合性や促進区域を設定する市町村に必要な情報を伝えるなどの観点から、基準に関連した事項について答申から一部変更しておりまして、主な変更点については配付させていただきました資料5の対比表のとおりです。

1ページの第1章の基準策定の趣旨において、地域脱炭素化促進事業制度の位置づけや道としての策定の目的について追記しております。

2ページの第1章の第6の基準の見直しにおいては、行政執行機関である道として、審議会の意見を踏まえるなどし、必要がある場合は基準を見直すことがある旨を記載しております。また、基準そのものではないのですが、市町村が促進区域などを実行計画に規定する際の注意事項などの基準に関連した事項について、2ページから3ページにありますけれども、第3章の留意事項にまとめて整理し、記載しております。

最後に、先ほども申しましたが、現在、基準策定に向けた取組を鋭意進めている最中です。策定した際は改めて環境審議会にご報告したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○吉中会長 それでは、委員の皆様からご質問やご質問を承りたいと思います。

こちらはその他の報告事項ですけれども、前回の審議会でも進捗状況についてしっかりと報告してほしいとお願いしておりましたので、それを受けて報告していただいたものだ

とご理解ください。

どこからでも結構ですので、ご意見をお願いいたします。

○児矢野委員 幾つかあります。

まず、手続について伺います。

答申の内容の基準の中身、これは答申版と申し上げ、パブリックコメントに出されたものをパブリックコメント版と申し上げますと、答申版からパブリックコメント版までの間に先ほどご指摘があったように結構変更が入っているのです。前回か、前々回かは忘れましたが、パブリックコメントにかけてから変更というのはあるのですけれども、答申版をパブリックコメント版にするに当たって変更するというのはよろしくないのではないかと、10月の会合だったと思いますけれども、そういったしまして、事務局としてもこれからはやりませんというお話だったのですが、これは内容が結構変更になっています。法令に合わせてとおっしゃいましたけれども、その理由がよく分からないのです。答申版をつくる時、3年ぐらいかけてつくっているのです、法令との整合性の問題は既に事務局で確認をいただいているのではないかとと思われるのです。答申版とパブリックコメント版で違いがあることについては手続としていかがなものかと思うのです。

そして、過去の事務局がおっしゃったことと合わないということがあって、それについてはどうお考えになったのかについてご説明をいただけないでしょうか。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 答申については環境審議会に諮問させていただき、科学的知見から取りまとめたものとして、私どもとしては受け止めております。

一方、パブリックコメントにかけるに当たっては、執行機関である道として、市町村に説明する、回答するという点から変更しているところがあります。例えば、資料の見直しに関して、答申の場合、審議会で見直し、そのプロセスを書いていたのですが、市町村が実際にやっていく中、審議会に意見をいただくなどして、基準を見直すものとお伝えしなければならないという視点から修正しております。

○吉中会長 今のご説明はよく分からないのですけれども、お伝えするというのは誰がどこにということですか。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） この答申だと道が見直しを行うということが見えないので、執行する道として示さなければいけないということで記載を変えております。それに当たっては、審議会で審議していただくということはあるので、審議会の意見を踏まえてということでの文章の修正をしたということです。

○白木委員 制度のことはよく分からないのですけれども、内容が大きく変わってしまうことに関しては審議会にかけなければいけないという流れではなかったかと思うのです。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 答申は、当然、重たい意見として受け止めているのですけれども、行政を進める視点という観点で最小限の修正すべきところもあるということで修正したところです。

○白木委員 個別に見ていきますと、なぜこういう文言になったかということには理由があると思うのです。私の専門のところでは、2ページの修正箇所の3段落目の第1章の基本的事項で、答申のほうは第1章の8の7行目から9行目に促進区を設定するとき、環境へ悪影響がないように地域の環境保全のための取組にこの事業に求める適切な措置を位置づけ、担保しますとありますよね。その部分がなくなっていて、右側のほうでは、促進区域の設定後に事業実施で悪影響が懸念される場合はという文言になっているのです。

例えば、希少な鳥がある場所にすんでいて、その市町村の人だけ、特に小さな村だと有識者がおらず、誰も調査しておらず、その生き物のことを知らないままで、おそれがないというふうに進んでしまうおそれがあるからあらかじめ調べる措置が必要であるというようなことから、予防原則という意味でこういったものを入れたのです。しかし、こうなりますと理由がなくなってしまうのです。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 今の話は、2ページの第3章の一番下の促進区域設定時には以降の部分のところという認識でよろしいでしょうか。

○白木委員 素案をめくって、上から3段目、第1章の基本的事項の8、促進区域設定後の事業の実施に際しての環境保全への適正な措置というところですか。

あとは、一番上の第1章、基本的事項の基準の見直しで、答申のほうは基準の見直しの4行目に、環境審議会が報告を受けて、基準に照らして、その基準に沿っているかを評価するというようなことが入っているのですが、それがなくなってしまうんですよね。そうすると、誰も設定された促進区域が基準に照らしてちゃんとしたものになっているかを評価する場がなくなってしまうことになると思うので、これは大きな変更ではないかと思うのです。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 一つ目の環境保全のための取組に関する重要な措置を実施することという趣旨は右側に包含されていると考えております。適切な措置を実行計画に位置づけるというふうには踏まえております。

○白木委員 促進区域の設定後の事業実施で悪影響が出るおそれが懸念される場合はですよ。右側の答申だと、設定後の事業の実施に対しておそれがないようにと。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） おそれがないようにということは、おそれがあると同じ意味だと認識しております。

○白木委員 おそれがあるかもしれないという予防的な考え方の下で、このような形で措置を位置づけて、事業者による確実な措置の実施を担保していますというふうにしたものが……

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） おそれがあることが懸念される場合は、同じ表現になっているかと思うのですが、いかがでしょうか。趣旨を変えているつもりはございません。

○児矢野委員 私は、昨日、パブリックコメント版と答申版を突き合わせてみたのですが、今、白木委員がご指摘のところも含め、事務局のご意見としては、中身は変わっ

ていないと。ただ、私が読むと、結構変わっているように思うのですが、変えているつもりはないということなのですね。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 先ほど話したように、基準以外の注意事項等を全て留意事項に持ってきて、重なる意味があるところを統合したという趣旨で、言っている内容は修正しているつもりはありません。

○児矢野委員 そういう立場であるということであれば、私が今回思っていることも単に私の思いだけで、そういう趣旨ではないとおっしゃっていると理解したいと思いますが、全体の構成が大きく変わっていますよね。

まず、基本的事項に入っていた事柄が第3章の留意事項に8と9に移っています。通常は、基本的事項が留意事項に格下げになったと重みづけを変えるものであると理解されかねないのですが、そういうわけではないということですね。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） そういうわけではございません。

○児矢野委員 二つ目は、見直しの規定についてです。

先ほど道庁が決めるからとありましたが、それは当たり前の話で、道基準は知事の告示で出るものですので、審議会が決めるわけではないですよ。答申版は検討するとなっているわけです。ここで重要なのは、環境審議会でも何度も出た最新の科学的知見に基づいて検討するということです。審議会の関わり方がパブリックコメント版だと薄まっているのです。

三つ目は、今、白木委員のご指摘の8のところですよ。

答申版では、事業実施で悪影響のおそれがあるか否かにかかわらず、市町村は対応しなければならないという意味で、予防的対応であると白木委員はおっしゃったと思うのですが、パブリックコメント版だと、促進区域の設定後に事業実施で悪影響があることが懸念される場合にのみ対応すればよいと読めるのです。

また、2番目は、これは大きな変更だと思うのですが、答申版では事業者のことが出てくるのです。答申版は、事業者が適切な措置を実施することを市町村に確保するように求めています。他方で、パブリックコメント版は、事業者について言及がなく、市町村が事業者に対してそうした措置を実施することを確保するように求めるというところが抜けているのです。

それから、3番目は、ここに上がっている1)から4)などの措置を事業計画に含むことを求めています。パブリックコメント版では、事業計画に含めることを求めているのです。

もう一つは、第1章の基本的事項の内容が結構変更されていて、答申版のここは私が提案したところですが、環境省から各都道府県知事に発出された令和4年4月1日の文書の冒頭の部分をそのまま引っ張っているもので、それなりに考えてつくったものなのです。初めの段落は、まさにそこが来ています。

それから、2番目の冒頭辺りもそうになっています。

その後は、環境省から発出されている様々なマニュアルやハンドブック、省令などから引張ってきています。そういう意味でいえば、これは結構工夫して考えたのですが、それがパブリックコメント版になった途端、こう変わっていることによって、道基準の本来の目的の環境保全の配慮が分かりにくくなっています。つまり、パブリックコメントでは答申案になかった二つの段落が第1・第2段落として追加されていて、さらに、環境保全の配慮という改正温対法上の道基準の目的を示す段落、これは環境省が発出したものから引張っているのですけれども、またという並列の接続詞で第3段落に後退しているように言えるわけです。

しかし、今のお話だと変更はないということで、形式上といいますか、かなり変更されているように見えるのですが、道庁としては変更していないということであれば、そもそも、答申版をパブリックコメントとして出した後にパブリックコメントの結果を考慮して変更し、道庁の中で調整し、最終的に知事告示に持っていけばいいのではないのでしょうか。答申版をパブリックコメント版として出す前にたとえ形式であったとしても変えるというのはいかがなものかと思います。先ほど申し上げたとおり、この問題は10月の段階で委員から指摘され、会長以下、これはまずいですよねということで、道庁もそういうことはしませんとおっしゃったわけで、非常に残念だなと思います。もうパブリックコメントとして出されてしまっていますが、内容が同じであれば、道知事の告示の成案の際、再検討をいただきたいと思います。

中身は変わっていないということは確認させていただきましたが、本来はよろしくないと思います。法学をやっている立場から言いますと、普通、こういうことはないと申し上げておきます。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 これは別の件ですけれども、アンケート結果でしょうか、市町村からの意見が以前に審議の最中でも資料をご紹介くださいますして、基準の緩和をしてほしいということを行っている市町村もあるとお聞きしたことを覚えています。市町村からの意見は、パブリックコメントの一環として位置づけられるのですが、その点に関して市町村は何かおっしゃっているのでしょうか。例えば、パブリックコメント版で基準の緩和を希望しているのでしょうか。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 先ほどもお話しましたが、パブリックコメント結果の取りまとめ作業中で、公表できない状況です。ただ、公表したときには、先ほど言ったように、審議会でこういう意見があったと説明しようと考えておりますので、そのときにお答えさせていただければと思います。

意見があったかどうかは公表するときにお知らせしたいと考えております。

○児矢野委員 分かりました。

ただ、市町村がどうおっしゃっているかは結構重要なので、お聞きできればと思ったところです。

それに関連して、市町村から基準の緩和、つまり適用除外のようなことをしたいという意向が出てこないとも限らないと思うのですが、設定基準の適用除外を意味するような特例措置を設けることはあり得るのでしょうか。

答申版にもパブリックコメント版にも入っていない市町村側の判断によって、希望によって設定基準の適用除外、つまり、都道府県基準は適用除外ができないけれども、特例措置を設ける可能性があるのでしょうか。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） それも含め、答えが出たときにお知らせしたいと思っております。

○児矢野委員 ここに法学専攻の委員は私1人しかいないので、申し上げておきますけれども、万が一、特例措置を検討されることがあるということであれば、それに関しては改正温対法の第21条第6項の趣旨から慎重な検討と制度設計が必要だということです。具体的にどういうことを意味しているかといいますと、少なくとも、そういう特例措置を設けるという場合には、その特例措置が適用される場合の具体的な条件を限定列挙として明記する必要があります。

2点目は、全ての設定基準の一律の適用除外は、改正温対法の趣旨に反しますので、適用除外され得る設定基準を適用条件、いわゆる要件とともに制限的に列挙する、これは例示列挙で等を使うのではなく、そこをきちんと明記することが必要であります。

3点目は、特例措置を適用された場合の具体的な手続です。例えば、具体的な理由とともに、道に報告を求める、そういうものが必要なのではないかと法学を専攻している私としては思うのです。そういう条件と範囲の限定を設けなくて、一律に市町村の判断、希望によって設定基準が適用除外になるということは、そもそも、守っても守らなくてもよい基準であるということの意味する話になり得ます。つまり、第21条第6項は、都道府県が第3項第1号に掲げる事項として、促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき定めるものとするとしているので、市町村の義務なわけです。ここでは都道府県が設定する基準は、イコール市町村が守らなければいけない基準で、市町村が守っても守らなくてもいい基準、無制限の裁量を認めているものはこういうふうに解釈されますが、これをつくるというのは、温対法の第21条第6項が想定していないことであると考えられるわけです。とすると、市町村の判断によって適用される場合の条件を明確に具体的に制限しておらず、範囲も無制限に認めている一律の適用除外を認める特例措置の規定を伴うような都道府県基準というのは改正温対法第21条第6項に反するのではないかと言えるわけです。

なぜかという、第21条第6項では、都道府県基準がある場合は、それに従って推進、促進区域を設定すること法的義務になっているところ、市町村の無制限の裁量によって都道府県基準に従わなくてもいいというのは制度趣旨に合わないのでありますので、したがって、万が一、特例措置を都道府県基準の中に入れるというようなことが出てくるのであれば、その場合の条件、特例措置が適用される具体的な上限を制限列挙するという

ことと、それから、適用除外の範囲、その条件を満たした場合にどの設定基準が具体的に特例基準となるのか、手続を道基準で明確に定める必要があるのではないかと思うということ法学の専門委員として、立場上、申し上げておきたいと思います。

○吉中会長 詳細なご説明、ご提案をどうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 今後、パブリックコメントや市町村意見に関して、どういった意見があったのか、その対応についてご報告をいただけるということでしたが、今回、日本鳥学会と日本生態学会のホームページに基準案に対する意見書が出ていたと思うのです。日本鳥学会のほうはパブリックコメントではなく、知事宛ての意見書が出ていたかと思います。あるいは、日本生態学会のほうは、パブリックコメントが出ていたと思います。学術団体からの意見とその対応についても次回にご報告をいただけたらと思いますが、可能でしょうか。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長）

パブリックコメントの結果を報告する環境審議会で併せて報告したいと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 度々申し訳ありません。

10月の時点では年内に答申し、道議会に出し、年度内に決定し、やりたい市町村があるから、実施するというスケジュールだと聞いておりました。だから、審議会の審議は非常にせかされたというか、急いでやったと。

だから、本来は、この手の規范文書は、おまけに法律上の根拠がある基準なので、北海道の生物多様性保全計画のように、一つ一つテキスト案の文言を審議会を確認していくものなのだけれども、急ぐからということで、それをしませんでした。そして、後で数人の委員に個別にテキスト案の文言の一部分について意見聴取やチェックが要請され、私にもそれがきたわけです。

他方で、答申から半年近くたってもまだ成案ができておらず、かつ、そもそも私が謎だと思うのは、パブリックコメントに出すのに2か月以上かかっていますよね。これならば、2月の半ばまで審議会ができたのではないかと思うのです。少なくとも、1月末まではできたのではないかと思うのです。だから、10月末にどうしても終えなければならなかったことは非常に不可解だなという感じがするのですが、その後の様々な事情で遅れたということがあるのかもしれませんが、パブリックコメントに出すまでに2か月以上かかっているというのは、答申版からパブリックコメント版にするまでに時間がかかったと思わざるを得ないのですけれども、これはなぜでしょうかというのが質問です。

それから、もう一つは、せかされたがゆえに、これまで私が法学の専門委員として頻繁に指摘してきたように、本件の審議プロセス上で手続的に考慮すべき重大なことが様々あったと私は思っています。したがって、今後の教訓として、見通しの甘い工程がないようにしていただきたいと思います。

それから、今回、パブリックコメントのほうを後にして、審議会の答申を先にするとい

うことについてです。一つの考え方かもしれませんが、ここの審議会は、比較的、パブリックコメントを先にしてきたのではないかと思うのです。今後、パブリックコメントを先にした後で審議会の答申としていただいたほうがいいのではないかと思います。新しいものはそのようにやるということで安心しておりますが、そのようなことを思います。

それで、パブリックコメントになぜ2か月もかかったのかというのは本当に素朴な質問ですので、教えていただけますでしょうか。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 答申の後、庁内の関係課に対し、法令などの整合について調査や照会をかけるなどの作業をしております、

私たちの作業がなかなか進まなかったため、この事態になってしまったということです。

あとは、今後の話ですけれども、委員の言われたように、スケジュールを管理してやっていきたいと思えます。

○児矢野委員 そもそも、庁内の法令との整合性の問題というのは、事務局は、これまで、2年も3年もやっているわけですよ。そのプロセスで法務系のほうにも確認されているのではないですか。委員は、審議会でアセス法との関係はどうですかという法的な質問を何回もしているわけです。そういう意味でも、法律上の確認が遅れたからというのは、そもそも法律上の確認は答申を出すまでに終わっていることなので、私にはよく分からないのですが、今後はそういうことのないようにしていただきたいと思えます。

答申版からパブリックコメント版に替わっていることも大きな謎ではあるのですが、内容に関しては全く変更がないとおっしゃっていたので、そのような運用、解釈、適用がなされるのかと思うのですが、審議会としては10月の段階であれほど申し上げたのに、私たちの意向を軽視されているのではないかと。パブリックコメントまでに案を変えるのはおかしいと言って、分かりましたとおっしゃっていたのですよ。あれも温暖化の条例の話でした。そこについては庁内の中でお考えをいただきたいと思えます。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

私からも申し上げます。

一つは、委員として、会長としてのどちらに取っていただいても結構ですが、温暖化の条例をつくられる際、慎重な審議をして事務局案の変更をお願いするという答申をまとめていただきました。その後、事務局として内部で調整の結果だという説明もなしに、事務局内で答申案を全く踏まえない、審議会提案前の事務局案に戻してパブリックコメントをされたことを問題視しました。それはおかしいのです。先ほど、道庁としてパブリックコメントをするのだということから、道庁の中で知事としての考えをまとめる必要があるということは分かりますが、我々は知事に対して答申しているのです。関係部局に答申をしているわけではありません。ですから、今回についても、答申案を誤字脱字の修正は必要ですが、それ以外を変更されることは甚だ遺憾です。変更される場合は、議会での議論がある、あるいは、パブリックコメントを受けて変更が必要になってくるということであればそういう作業をしていただければいいと思うのですが、その際は審議会にもう一度諮問を

していただく、あるいは、審議会からの答申はパブリックコメントの後にするということを徹底していただきたいということを10月の審議会で何度も申し上げております。それがまた守られていないことに非常に憤慨しております。これは記録に残していただきたいと思います。

また、パブリックコメントの意見は対応方針が決まっていけないので、公開していないということでしたが、2か月がたっております。対応方針が公開できなくても、どういう意見で出ているかはどのように公開できないのでしょうか。全く理解できません。その部分だけでも公開していただければありがたいと思います。

もう一つ、パブリックコメント後にどういう修正になっていくかがまだ見えないということかと思えますけれども、答申案から内容が非常に変わった形でパブリックコメントがされて、さらにパブリックコメントから大きな変更がされるということであれば、この審議会としては責任を果たすことができません。我々は、知事に対して答申をしたにもかかわらず、それから大きく趣旨が異なるような変更をパブリックコメント後にされることはあり得ないのです。その場合、もう一度、審議会で審議させていただく必要があるかと思えます。特に、全体を特例措置のような形で除外することをお考えになっているのであれば、根本から崩れてしまいますので、その措置は講じるべきではないと私は考えています。それはなぜかと言いますと、昨年、3年かけて議論している中でそういう意見も出ていました。個別の保護地域を除外区域にするかどうかという議論の際、保護地域を除外区域にすると、この市町村では全域が除外区域になってしまうので、問題がありますという話がありました。その際に、私からは、では、その対象市町村に対しては、その保護区は対象外とするというような規定にしてはどうですかと申し上げましたが、それは事務局に無視されました。

そういう経緯もあったのに、今回そういうことをお考えになっているとすれば、3年間の審議会での議論が全く意味がなかったと申し上げるしかないと思います。3年間、特に後半については、1日5時間や6時間の審議をさせられたわけです。そこで具体的な文言、細かい文章の配置、書きぶりまで建設的な意見を各委員から申し上げ、中村会長の下、まとめられたものだと理解しております。それが事務局内部の調整でこんな形に変えられてしまっていることに本当に怒りを覚えます。

以上を議事録に残していただきたいと思います。

一方、議事録には、今、事務局が申し上げたことが書かれていると思えますけれども、答申案からパブリックコメント案に解釈、中身については全く変更がありませんということをおっしゃられましたので、例えば、改正の有無の必要性については、審議会が最新の知見に基づいて科学的に評価するということを徹底していただきたいと思えます。

委員として、会長としての発言がごっちゃになってしまい申し訳ありませんでしたが、具体的に申し上げますと、今後、パブリックコメントの結果を踏まえて、事務局が修正案をつくられる際にはこの審議会で審議が必要というのが私の認識です。

ほかの委員の方、何かありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 留意事項に持っていった8と9です。

これも先ほど申し上げた環境省から都道府県知事宛ての文書から引っ張ってきているのです。特に事業計画は、事業者にそういうことを市町村が確保するよう義務づけるというのは大きな話なのです。同じであるということであれば、パブリックコメント版はしようがないですけれども、成案のときには入れていただきたいと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 私から申し上げたことについて、事務局から反論、ご意見があればお聞かせいただければと思います。もしなければ、了解をいただいたと判断いたします。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 今、児矢野委員がおっしゃった事業計画は2ページの基本的事項の8の下の一歩下の「これらを事業計画に盛り込む必要があります」の趣旨がということでしょうか。

○児矢野委員 答申版をご覧いただきたいのですが、第1章の基本的事項の8に入っているものです。これは、市町村は、事業者による確実な措置の実施を担保しますという部分が留意事項の中には入っていないのです。要するに、環境省の発出文書は、事業者が確実に実施するために担保しますということや、事業計画に1) から4) が考えられるという構造になっているわけですが、留意事項を見たところだけでは、事業者や事業計画が出てこないのです。解釈上、そうなるというお話でしたけれども、見ただけではそのように解釈は難しいので、書いていただきたいということです。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 参考にさせていただき、内部で検討させていただきます。ただ、委員がおっしゃるとおり、法律上書くことになるということは存じております。

○児矢野委員 法律上といたしますか、環境省から発出されている文書だということですか。

○事務局（山内地球温暖化対策担当課長） 参考にさせていただき、内部で検討させていただきます。

○吉中会長 私から先ほど指摘差し上げたことは履行していただける、パブリックコメントの結果を速やかに公開していただきたい、対応方針が決まった時点でこの審議会で審議させていただきたい、そして、我々も成案をできるだけ早く決めたいと思っております。3年間議論してきた率直な思いです。あれだけ議論したのに、何で半年も待たされるのかという思いがありますので、私の申し上げたことを守っていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 本日の予定されていた議事は以上で終了します。

そのほか、委員の方々から何かございませんか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 それでは、進行を事務局にお返しいたします。  
皆さん、どうもありがとうございました。

#### 4. 閉 会

○事務局（久保環境政策課長） 吉中会長、どうもありがとうございました。

今後は、最初にお配りしている年間スケジュールのとおり、今年度の審議会は全5回を予定しており、次回審議会の開催は8月頃を予定しております。

事務局から委員の皆様には日程照会をいたしますので、ご対応をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○吉中会長 私から申し上げたとおり、この審議会で基準案について審議するというご提案をして、了解をいただいたと思っておりますので、今後の審議会の予定について再検討をお願ひいたします。

○事務局（久保環境政策課長） その点も踏まえて日程を調整させていただきます。

それでは、本日の審議会はこれで閉会します。

ありがとうございました。

以 上